

## 春秋叙勲候補者推薦確認票（酒類業：卸売・小売）

主要経歴：

候補者氏名：

項目	検討内容			チェック	備考
1 年齢	発令日現在の年齢が70歳以上か。				発令日：春 4月29日 秋 11月 3日
2 推薦基準	ベ ー ス 格 付	①	④ 褒章受章者は褒章受章後5年を経過しているか。		①～④のすべてを満たすこと。
		②			
③					
④					
3 褒章関連					について不明な場合は庁人事課に確認する。
4 推薦時期	候補者が現職の場合、役職の継続等により上位の勲等に格付される見込みはないか。				上位の勲等が見込まれる場合は、推薦を保留すべきかよく検討する。
5 辞退の可能性	風評等により候補者に辞退の意思があることが確認されないか。				辞退の可能性がある場合は推薦を保留とともにその事績を残しておく。
6 栄典協議	他省庁分野の経歴がある場合、当該他省庁と協議を行ったか。				該当する場合は、栄典協議書を添付する。
7 栄典授与不適格者	候補者又は候補者に関する法人(団体)が次の「栄典を授与することが不適当な者」に該当しないか。 ① 刑罰を受けた場合 ② 警察等の取り調べを受けた場合 ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合 ④ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合 ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合 ⑥ 訴訟が継続中である場合 ⑦ 不祥事等について報道があった場合 ⑧ 事故を起こした場合 ⑨ 懲戒処分を受けた場合 ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合(公的資金の注入等)				該当する者についても、事前協議により推薦可能な場合があるので、庁人事課に相談する。
8 事前連絡対象者	次の「事前連絡を要する者」に該当しないか。 ① 旭日(瑞宝)大綬章を希望する候補者 ② 新しい分野の候補者 ③ 過去において賞勲局へ書類提出後、取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者 ※ 内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間は推薦できないので注意する。 ④ 再叙勲を希望する候補者 ⑤ 栄典授与不適格者に該当する者を推薦する場合 ⑥ その他(基準や先例に照らし問題があると思われるもの等)				該当する場合は、庁人事課に連絡する。
9 提出書類	刑罰調書 戸籍 前叙 履歴書 功績調書 審査票	氏名、生年月日が戸籍と一致しているか。			
		「刑罰の有無」及び「破産手続開始決定の有無」欄が「有」となっていないか。			
		改姓はないか。(改姓がある場合は審査票の該当欄に記載する)			
		兵役がある場合に前叙の有無を確認したか。			
		本籍、氏名、(旧氏名)、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。 郵便番号と住所に不一致がないか。			
		氏名、(旧氏名)、生年月日の記載は戸籍と一致しているか。			
10 連絡事項等					

提出部数  
正本：2部  
写し：1部